

(別紙1)

「まちなか保育施設の新規設置及び運営事業者の公募にかかる意見募集について」各種詳細条件等

1. 補助金および委託料

(1) 施設整備にかかる補助金等

本事業の施設整備に対し、国の補助事業を活用し、市から以下の補助金等の支払いを予定しています。

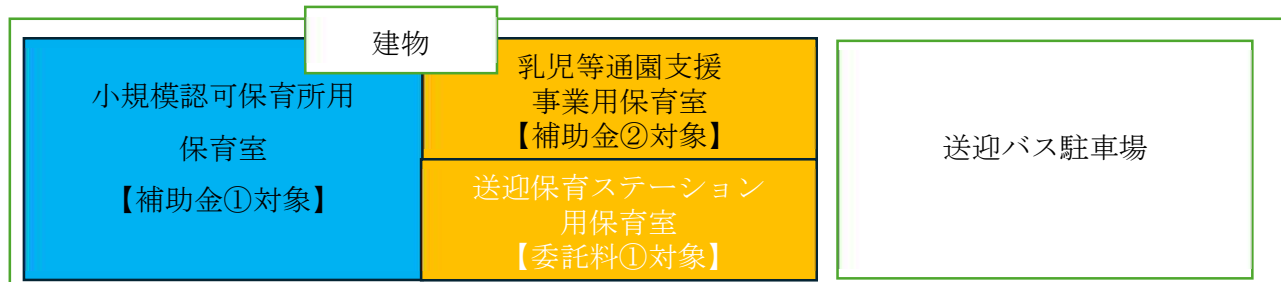
補助金は、基準となる金額と対象経費を比較して少ないほうの金額に補助率を乗じた額、委託料は、基準となる金額と対象経費を比較して少ないほうの額を支払います。

事業名	区分	基準となる金額	対象経費	補助率
小規模保育事業	補助金① 【保育対策総合支援事業費補助金】	27,193 千円	・内装改修費等 工事請負費、実施設計費 備品購入費、整備開始から開設までの賃借料（敷金を除く）等	3 / 4
乳児等通園支援事業	補助金② 【保育対策総合支援事業費補助金】	内装改修費等 4,527 千円 賃借料 600 千円	・内装改修費等 工事請負費、実施設計費 備品購入費等 ・賃借料 開設の前月分の賃借料 (敷金を除く)	3 / 4
送迎保育ステーション事業	委託料① 【保育対策総合支援事業費補助金】	内装改修費等 7,270 千円 送迎バス購入費 15,000 千円/台	・内装改修費等 工事請負費、改修費、備品購入費、役務費、整備完了までの賃借料（敷金を除く）等 ・送迎バス購入費	—

(その他注意事項)

- ・補助金等の支払いは、本市の令和9年度予算の議決が条件となります。
- ・建物を新設する場合の施設整備費は、補助対象外です。
- ・補助金等の支払いは、国からの本市に対する補助事業の交付決定後に行うこととなるため、市から実施事業者への支払い時期は、令和10年3月から4月を予定しています。
- ・補助基準額等は、令和8年度の国の補助制度に基づいて記載しています。実際の支払いの際には、令和9年度の国の補助制度に基づいて行うこととなります。
- ・賃借料は、小規模保育事業及び送迎保育ステーション事業は、施設の整備開始から開設まで補助金及び委託料の対象ですが、乳児等通園支援事業は、開設の前月分の賃借料のみ補助金の対象です。
- ・乳児等通園支援事業と送迎保育ステーション事業の保育室を兼ねる場合は、それぞれの開所時間数で按分して補助対象経費と委託料を算出します。

<施設整備に係る補助金等のイメージ>



(2) 運営費にかかる補助金等【開設年度以降】

本事業の運営に対し、国の補助事業を活用し、市から以下の補助金等の支払いを予定しています。

補助金のうち、補助金③は基準となる金額と対象経費（建物賃借料から給付費①の賃借料加算額を除いた額）を比較して少ないほうの額に補助率を乗じた額を、補助金④、委託料②は、基準となる金額と実際にかかる費用を比較して少ないほうの額を、給付費①・②は基準となる金額を支払います。

事業名	区分	基準となる金額	対象経費	補助率
小規模保育事業	給付費① 【地域型保育給付費】	公定価格を用いて算出した額	小規模保育事業の運営に必要な経費	—
	補助金③ 【保育対策総合支援事業費補助金】	22,000 千円/年	賃借料（敷金除く） ※1	3 / 4
	補助金④ 【子ども・子育て支援交付金】	平均対象児童数および延長時間が、 1人以上かつ30分以上の場合 ：600 千円/年 3人以上かつ1時間以上の場合 ：1,556 千円/年	人件費等延長保育を実施するのに必要な経費	—
乳児等通園支援事業	給付費② 【乳児等支援給付費】	公定価格を用いて算出した額	乳児等通園支援事業の運営に必要な経費	—
送迎保育ステーション事業	委託料②※2 【保育対策総合支援事業費補助金】	事業費：10,202 千円/年 保育士雇上費：5,000 千円/年 運転手雇上費：5,000 千円/年 送迎バス借上費：7,500 千円/年 (保育士及び運転手雇上費は、2人目以降3,000 千円/人を加算。送迎バス借上費は2台目も同額。)	送迎保育ステーションの運営に必要な経費、運転手の人件費、駐車場の賃借料バスのリース代など	—

※1：賃借料が給付費①の賃借料加算の3倍を超えている場合に補助対象となります。

※2：委託契約は、送迎保育ステーション開設から3年間の長期継続契約を予定しています。その後の継続については、契約終了後に協議します。

<運営費に係る補助金等のイメージ>

小規模認可保育所【給付費①補助金③④】		
送迎保育ステーション 【委託料②対象】	乳児等通園支援事業所【給付費②対象】	送迎保育ステーション 【委託料②対象】
送迎バス・駐車場【委託料②対象】		

2. 各事業の設備運営基準

(1) 小規模保育事業

設備や運営に関する基準の概要等は以下のとおりです。詳細について、「家庭的保育事業等の設備運営に関する基準」、「豊橋市児童福祉法施行条例」及び「豊橋市子ども子育て支援法施行条例」他関係法令等を必ず確認し、遵守してください。

職員配置	<p>【保育士】 以下の区分に応じた人数の合計に1人を加えた人数とすること。 0歳児 乳児3人につき1人 1・2歳児 幼児6人につき1人 ※保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士としてカウント可とする。</p> <p>【調理員】 必置 (調理業務を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は、不要) ※連携施設等…連携施設及び同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所等</p> <p>【嘱託医】 必置</p>
設備・基準等	<p>【保育室等】 <u>満2歳未満(乳児室又はほふく室) : 3.3㎡/人以上【本市独自基準】</u> 満2歳以上(保育室又は遊戯室) : 1.98㎡/人以上</p> <p>【屋外遊技場】 満2歳以上 : 3.3㎡/人以上 敷地内に確保することが困難な場合は、事業所付近で屋外遊技場に代わるべき場所(公園、広場等)があること。 事業所からの移動に際しては、職員体制(複数の職員を同伴させる等)や経路について、幼児の安全確保を徹底すること。</p> <p>【調理設備・便所・手洗い設備】 必置(保育室と区画されていること)</p>
連携施設	<p>【連携施設】 ・市内の保育所又は認定こども園を連携施設として設定し、連携先との連携についての確約書を提出すること(複数の連携施設との設定可)</p> <p>【連携内容】 ・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談・助言・その他の保育内容に関する支援 ・必要に応じて代替保育(小規模保育事業の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、当該事業者が代わって提供する保育をいう。)の提供 ・利用乳幼児への保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れることによる教育又は保育の提供</p>

<p>その他</p>	<p>【施設長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営の責任者として、施設長を配置すること。 <p>【保育内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に準じ保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を実施すること。 <p>【健康診断等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断のほか、少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。 ・必要な医薬品・医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。 <p>【賠償責任保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生による補償を行うことができるように賠償責任保険に加入すること。 <p>【設備の兼用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業で使用する設備は、乳児等通園支援事業及び送迎保育ステーション事業において使用する設備と兼ねることができることとする。ただし、保育室を兼ねることはできない。
------------	---

(2) 乳児等通園支援事業

設備や運営に関する基準の概要等は以下のとおりです。詳細について、「乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準」、「豊橋市児童福祉法施行条例」及び「豊橋市子ども子育て支援法施行条例」他関係法令等を必ず確認し、遵守してください。

職員配置	<p>【保育従事者】</p> <p>以下の区分に応じた人数を配置すること。</p> <p>0歳児 乳児3人につき1人</p> <p>1・2歳児 幼児6人につき1人</p> <p>※上記の人数に関わらず、常時2人以上の保育従事者を配置すること。(ただし、小規模保育事業と一体的に運営し、当該小規模保育事業所から保育士の支援を受けられる場合で、かつ、乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士である場合は、1人でも可。)</p> <p>※従事者のうち半数以上は、保育士とすること。</p>
設備基準	<p>【保育室等】</p> <p>満2歳未満(乳児室又はほふく室) : 3.3㎡/人以上 【本市独自基準】</p> <p>満2歳以上(保育室又は遊戯室) : 1.98㎡/人以上</p> <p>【便所・手洗い設備】</p> <p>必置(保育室と区画されていること)</p> <p>【調理設備】</p> <p>給食を提供する場合は必置(小規模保育事業と調理設備を兼ねる場合は不要)</p> <p>(保育室と区画されていること)</p>
その他	<p>【保育内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針に準じ保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を実施すること。 <p>【食事の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食・間食の提供(利用者の弁当持参含む)は、事業者の提案による。また、保育中は利用児童の健康状態を把握し、必要に応じ水分等の補給を行うこと。 <p>【賠償責任保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等の発生による補償を行うことができるように賠償責任保険に加入すること。 <p>【設備の兼用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児等通園支援事業で使用する設備は、小規模保育事業及び送迎保育ステーション事業において使用する設備と兼ねることができることとする。ただし、小規模保育事業と保育室を兼ねることはできない。

(3) 送迎保育ステーション事業

設備や運営に関する基準の概要等は以下のとおりです。詳細について、「多様な保育促進事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「認可外保育施設指導監督基準」他関係法令等を必ず確認し、遵守してください。

職員配置	<p>【保育従事者】</p> <p>以下の区分に応じた人数を配置すること。</p> <p>3歳以上4歳未満児 20人につき1人</p> <p>4歳児以上 30人につき1人</p> <p>※上記の人数に関わらず、常時2人以上の保育従事者を配置すること(うち、1人以上は保育士又は看護師の資格を有する者とする)</p> <p>※従事する者のうち、1/3以上は保育士又は看護師の資格を有する者とする。</p> <p>【運転手・添乗者】</p> <p>・車両1台につき、運転手1人、添乗者2人(うち1名は保育士又は看護師の資格を有する者とする)を配置すること。ただし、送迎児童が1人の場合は、保育士又は看護師の資格を有する者1人でも可とする。</p>
設備基準	<p>【保育室】</p> <p>1.98㎡/人以上</p> <p>【便所・手洗い設備】</p> <p>必置(保育室と区画されていること)</p> <p>【送迎時の児童の乗降場所】</p> <p>・児童の乗降は、送迎バスを駐車し児童が安全・安心に乗降車できる場所で行うこと。(道路交通法等関係法令等を遵守すること。)</p>
事業 業務内容	<p>【送迎ルート・送迎時間の決定及び保護者への説明】</p> <p>・事業者は、市が作成した登録台帳を基に、送迎保育ステーションと送迎先保育所等間の送迎ルート、出発時間・到着時間を決定し、保護者、送迎先保育所等及び市に通知すること。</p> <p>【児童の預かり及び引き渡し】</p> <p>・事業者は、朝に対象となる児童を保護者から預かり、夕方以降に送迎保育ステーションで保護者へ引き渡すこと。(土曜日は、引き渡しはなしとする。)</p> <p>・児童の預かりや引き渡しの際、布団や着替えなど、児童とともに引き渡しの必要のある荷物についても預かりと引き渡しを行うこと。</p> <p>【送迎前後の保育の実施】</p> <p>・事業者は、朝に保護者から児童を預かった後から送迎先保育所等に到着するまでと送迎先保育所等から送迎保育ステーションへ戻った後から保護者へ児童を引き渡すまでの保育を実施すること。</p>

	<p>【送迎車両での送迎及び送迎車両内での保育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、対象児童が在籍する送迎先保育所等へ安全かつ確実に送迎車両によって送迎を行い、児童を引き渡すとともに、送迎車両内における安全確保を実施すること。 ・対象児童を送迎先保育所等から引き取る際には、安全かつ確実に対象児童を引き取り、送迎保育ステーションまで送迎を行うこと。 ・送迎終了後は、送迎バス内に取り残された児童及び荷物がいないかを複数名で確認を行うこと。 <p>【送迎先の保育所等の保育士と保護者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と送迎に従事する保育士及びその他送迎先の保育所等に勤務する保育士の間で、保育所等における児童の生活及び様子にかかる情報の共有を図ること。 <p>【送迎利用実績の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、送迎車両での児童の送迎を実施した後、送迎利用実績報告書を作成すること。 <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各月が終了したら、送迎利用実績報告書及び職員配置報告書を市に提出すること。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業業務内容に定めのない事項については、必要に応じて保育課と実施事業者とが協議して定める。
その他	<p>【利用児童・送迎先保育所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎保育ステーションの利用児童は、利用希望のあった児童から、定員の範囲内で市が決定する。 ・送迎保育ステーションの利用ができる送迎先保育所等は、保育所等の意向を聞いたうえで、児童の乗車時間を考慮し市が決定する。ただし、まちなか保育施設の実施事業者と同一法人が運営する保育所等は、送迎先の対象外とすることを想定している。 ・送迎保育ステーションの利用を希望する児童の送迎先保育所等は、通常の利用調整と同様に市が決定する。 <p>【保育内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に準じ保育する幼児の心身の状況等に応じた保育を実施すること。 <p>【食事の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食・間食の提供は原則、行わないものとする。ただし、保育中は利用児童の健康状態を把握し、必要に応じ水分等の補給を行うこと。 <p>【連絡体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎車両に緊急時の連絡用として、携帯電話等の通信機器を常備するものとし、送迎保育ステーション、送迎先保育所等、保護者等との間の連絡体制を整えること。 <p>【法令遵守】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法など関係法令等を遵守するとともに、児童の乗降中及び送迎中の安全管理を徹底すること。 <p>【賠償責任保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生による補償を行うことができるように賠償責任保険に加入すること。

【送迎車両】

- ・送迎車両は、購入、リース又は既に所有しているバスを使用するかのいずれかの方法により、事業者が用意すること。
- ・送迎車両は、幼児専用座席が設置され、運転手とは別に添乗者の座席が設置されていること。また、ブザーその他の車内の児童の置き去りを防止する装置を備えること。
- ・送迎車両は、最大2台までとすること。
- ・送迎ルートは、乗車するすべてのこどもを片道30分程度で送迎できる区域内で事業者が設定すること。

【設備の兼用】

- ・送迎保育ステーション事業で使用する設備は、小規模保育事業及び乳児等通園支援事業において使用する設備と兼ねることができることとする。ただし、小規模保育事業と保育室を兼ねることができない。